

「ふれ愛まつりだ、芝地区！」実施要領

令和7年11月6日
7港芝管第1962号

(趣旨)

第1条 この要領は、芝地区で活動する様々な団体及び個人が「ふれあう」とともに、「環境」について考え、芝地区の地域コミュニティ意識を醸成することを目的として実施する「ふれ愛まつりだ、芝地区！」の実施について必要な事項を定めるものとする。

(参加できる者の範囲)

第2条 「ふれ愛まつりだ、芝地区！」に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 5人以上で構成され、その構成員の7割以上が芝地区に在住し、在勤し、又は在学する者であること。
- (2) 「ふれ愛まつりだ、芝地区！」において、営利を目的とする活動を行わないこと。
- (3) 宗教活動及び政治活動を行わない団体であること。
- (4) 港区暴力団排除条例（平成26年港区条例第1号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団関係者又は特殊知能暴力集団、準暴力団その他の犯罪集団に該当しない団体であること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める要件を満たす団体であること。

(参加申込)

第3条 「ふれ愛まつりだ、芝地区！」への参加申込みは、港区ホームページ上のL o G o フォーム、ファックス、郵送又は窓口への持参による申込書の提出により行うものとする。

(実行委員会)

第4条 「ふれ愛まつりだ、芝地区！」の実施については、円滑な運営のため「ふれ愛まつりだ、芝地区！」実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(実行委員会の所掌事項)

第5条 実行委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「ふれ愛まつりだ、芝地区！」の企画及び立案に関すること。
- (2) 日程及び会場の調整に関すること。
- (3) 各催物の実施に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) その他委員長が必要と認める事項

(実行委員会の組織)

第6条 実行委員会は、「ふれ愛まつりだ、芝地区！」に参加する者を委員として構成する。

2 実行委員会に委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により選出し、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(実行委員会の事務局)

第7条 実行委員会の事務局は、芝地区総合支所管理課に置く。

(実行委員会の庶務)

第8条 実行委員会の庶務は、原則、実行委員会において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第3項の規定により委員長が選出されるまでの間その他委員長が必要と認めるときは、事務局が実行委員会の庶務を処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は区及び実行委員会で協議し、決定する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年11月17日から施行する。

(「ふれ愛まつりだ、芝地区！」実行委員会設置要領の廃止)

2 「ふれ愛まつりだ、芝地区！」実行委員会設置要領（令和五年二月二十八日付四港芝管第三千三百十六号）は、廃止する。